

地方分権改革の進捗状況等について

項目	進捗状況	主な内容	課題等
義務付け・枠付けの見直し	<ul style="list-style-type: none"> ● 地方分権改革推進委員会の第2次勧告を受けて、これまで2次の見直し(第1次、第2次一括法)が実施され、条例化が必要なものについて平成24年度末までに各自治体において条例の整備が行われた。 ● 第2次勧告で示された義務付け・枠付けのうち、見直しが実施されていないものなど、地方からの提案等を国において検討した上で、第4次見直しを閣議決定(H25. 3) ● 第4次見直しに係る事項と、昨年廃案となった旧第3次一括法案に係る事項と合わせて、第3次一括法が成立、公布されたところ(H25. 6) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 第3次一括法 <ul style="list-style-type: none"> 《第3次見直し関係》 <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定居宅介護支援事業の人員・運営に関する基準の条例委任 ・ 地域包括支援センターの基準の条例委任 ・ 農業委員会の選挙区の基準の見直し ・ 農用地利用規程の認定に際し公告義務を廃止 ・ 消防長及び消防署長の資格の条例委任 ほか 《第4次見直し関係》 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方青少年問題協議会の委員資格要件の廃止 ・ 市町村計画(国土利用計画法)を定める場合における当該市町村議会の議決に係る規定の廃止 ほか 	<ul style="list-style-type: none"> ● 第4次見直しに係る事務・権限のうち第3次一括法に盛り込まれなかったもの、及び第2次勧告で示された義務付け・枠付けのうち、実施されていないものの更なる見直しの実施 ● 「従うべき基準」の設定の廃止等
国の出先機関の事務・権限の移譲	<ul style="list-style-type: none"> ● ハローワーク <ul style="list-style-type: none"> ・ 将来的な事務・権限の移譲を含めた国・地方の一体的実施の取組について、地方からの提案事業を開始 ※29道府県 59市区町で実施 (H25. 5) ● 直轄道路・直轄河川 <ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的に動かしていく案を国が検討→特段の進展なし ● その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特段の進展なし <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>《地方分権改革有識者会議における検討状況》</p> <p>地方分権改革有識者会議において、第2次勧告等に基づく「国から地方への事務・権限の移譲等」の調査・審議が進められており、雇用対策部会、地域交通部会の2つの専門部会が設置されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇雇用対策部会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「無料職業紹介に関する事務・権限の見直し」をテーマに開催 (H25. 6, 7) ※篠田新潟市長が出席 ◇地域交通部会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「自家用有償旅客運送に関する事務・権限の見直し」をテーマに開催 (H25. 7) <p>※地方分権改革有識者会議で調査・審議し、地方分権改革推進本部において施策の総合的な策定及び実施を進めるとされている。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ● 見直しに向けた工程の提示と具体的な移管に向けた着実な改革の推進 ● 指定都市等地方の意見を十分反映させながら検討することを求めている必要あり。 	

項目	進捗状況	主な内容	課題等
都道府県から基礎自治体（指定都市）への権限移譲	第1次一括法から第3次一括法までによる権限移譲		
	<ul style="list-style-type: none"> ● 地方分権改革推進委員会の第1次勧告を受けて、第2次一括法により、権限移譲が実施された。 ● 第1次勧告で示された事務・権限のうち、権限移譲が実施されていないものなど、地方からの提案等を国において検討した上で、第4次見直しを閣議決定（H25.3） ● 第4次見直しに係る第3次一括法が成立、公布されたところ（H25.6） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 第3次一括法 《第4次見直し関係》 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地再開発事業における事業認可等の権限 ・ 高度管理医療機器販売業等の許可等の権限〔保健所設置市〕 	<ul style="list-style-type: none"> ● 第4次見直しに係る事務・権限のうち第3次一括法に盛り込まれなかったもの、及び第1次勧告で示された事務・権限のうち実施されていないものの更なる移譲の実施 ● 上記以外の事務・権限で指定都市が担うべきものの移譲の実施
第30次地方制度調査会答申において示された権限移譲			
	<p>《答申の概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「二重行政」の解消を図るため、都道府県から指定都市への事務と税財源の移譲を可能な限り進めることが必要 ◇ 指定都市・道府県の多くが移譲に賛成している事務や都道府県条例で移譲実績のある事務（35事務）は移譲することを基本 <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地（4ha以下）の転用許可 ・ 都市計画事業（一部）の施行認可 ・ 市立小中学校等の職員の給与等の負担、職員定数の決定 ほか ◇ 道府県等が移譲に懸念を示した事務も、例えば区域が指定都市の区域を超えない場合に限る等の工夫を講じて移譲することをさらに検討すべき ◇ 協議会の設置など、何らかの裁定等の仕組みが必要 ◇ 県費負担教職員の給与負担等、指定都市にまとまった財政負担が生じる場合には、税源移譲や税交付金などの税源の配分も含めて財政措置のあり方を検討すべきであり、地方交付税による財源保障及び財源調整と適切に組み合わせることが不可欠 ※ 協議の場を設け、合意形成が図られるべき 		<ul style="list-style-type: none"> ● 「移譲することを基本として検討を進める」とされた事務について、迅速に法改正に取り組むとともに、「さらに検討すべき」とされた事務についても、移譲を進める必要あり ● 事務の移譲に当たり、指定都市に新たに生じる財政負担について税財源の移譲を迅速かつ確実に進める